

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録 (4) (令和3年2定)			
日 時	令和3年 6月21日 (月)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時13分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	面野委員長、濱本副委員長、横尾・高橋(龍)・丸山・秋元・高木・須貝・高野各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・こども未来・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者 (水道局長、港湾担当・建設・病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、丸山委員、高木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が横尾委員に、酒井委員が高野委員に、高橋克幸委員が秋元委員に、松岩委員が高木委員に、中村吉宏委員が須貝委員に、中村誠吾委員が高橋龍委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、共産党、自民党、公明党の順といたします。

立憲・市民連合。

○高橋（龍）委員

◎G I G Aスクールのタブレット整備について

本日は、教育に限った分野でお聞きしていきます。

一つ目、G I G Aスクールのタブレット整備について質問いたします。

議会の中でも度々テーマとして取り上げられていますG I G Aスクール構想ですけれども、昨年から新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、子供たちの学習機会を確保するという意味合いもありまして、当初よりも3年ほど前倒しでスタートすることとなったと認識しています。

このG I G Aスクールの目的といたしましては、既存の教科における教育の質の向上、授業にプログラミングに関する中身を取り入れること、そして、教員たちの負担の軽減が主に挙げられると考えております。新型コロナウイルス感染症によって子供たちの学習機会に差が出ることもある中で、タブレットはそうしたことを埋めるためのツールになり得ると考えています。市内の全小・中学校において配備がなされて、活用法については少しずつ進んでいくと認識していますが、まずは授業での活用法などについての前に、その取扱い方について伺っていきたいと思います。

一つ目の質問です。タブレットの持ち帰りについてです。

タブレットを自宅へ持ち帰ることについてのルールを御説明いただきたいと思います。現状どのような場合に持ち帰ることになっているのか。あるいは必ず学校に置いていかなければいけないタイミングなどを御説明いただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

持ち帰りのルールにつきましては、主なもので申し上げますと、学校から指示のあった学習活動のみに使うことや、自宅以外で使用しないこと、30分を目安に休憩を取るなど長時間使用しないこと、学習に関係ないサイトにつながらないことなどについて、児童・生徒及び保護者に周知しております。

持ち帰る場合については、これまで臨時休業や出席停止等によりやむを得ず登校できない児童・生徒に対してオンライン学習を行っており、市内全小・中学校において端末を家庭のインターネット回線に接続できるかどうかの確認も終了しております。

○高橋（龍）委員

現状のルールに従って基本的には家には持ち帰らない、持って帰ったとしても学習活動のみに使うということで取決めをされているということでした。

次に、セキュリティーについて伺いますが、児童・生徒のタブレット内に、個人情報はいくら入っていないと

は考えますが、それでも紛失の際、あるいはウイルス感染に対して、できるだけセキュアな状況にしておかなくてはならないと考えます。セキュリティー対策について現状を御説明いただけますでしょうか。

また、その対応に関しては、ICT支援員、ないしはGIGAスクールサポーターが担当することになるのでしょうか。それとも校内に担当が置かれることになるのか、どなたが担当されるかということに関してお聞きします。

○（教育）施設管理課長

ウイルス感染につきましては、その可能性がある場合にはフィルタリングによりましてデバイスを使用不可、その端末を隔離するという形になってございます。

あと紛失時につきましては、先ほどGIGAスクールサポーターですとか、ICT支援員という形で出ておりましたが、教育委員会が管理コンソールによりましてデバイスを無効化することで、紛失した端末の整理をするような形になってございます。

○高橋（龍）委員

ウイルスの感染の危険性がある場合には隔離できるということで、ほかの端末等にそれが及ばないようにしているということでお答えを理解いたしました。

次に、タブレットの破損時の対応についてお聞きしたいのですが、対応は自治体によって違いがあるという話も伺いました。道外の自治体でも、破損時には貸与された児童・生徒の保護者が修理費を全て支払うことになっているということで、懸念の声も出ていると聞き及んでいます。

故障に対しての保険の加入をお聞きしたいのですが、小樽市教育委員会として破損時に対応できる保険加入をしているかどうかということに関してお聞かせいただけますか。

○（教育）施設管理課長

故障に対する保険の加入についてでございますが、小樽市教育委員会といたしましては、入ってはいません。初年度に関しましては、1年間のメーカー保証の修理で対応する予定としてございます。

○高橋（龍）委員

まだ保険に入っていないということです。ただ、1年間は保証があるということで破損等に関しては問題がないということでお聞きいたしました。

もう少し具体的に聞いていくのですが、この先、家庭学習においてもタブレットの活用が本格化した後は、登下校の際にかばんの中にタブレットが入っているという状況になるわけです。当然、学校に置いておくよりも破損及び紛失、盗難の可能性は高まります。ここで想定される破損の状況を場合分けしてお聞きするのですが、授業中、または学校敷地内ではあるが登校してから授業開始までの間、あるいは放課後、そして登下校時、帰宅後の家庭内、このように幾つかの場面に分けられると考えます。これらの状況で破損した場合、その破損が故意か、そうではないか否かで対応が変わると確認してよろしいでしょうか。

○（教育）施設管理課長

委員のおっしゃるとおり、故意に破損させた場合におきましては、保護者の方にも費用負担をいただくものと考えてございます。

○高橋（龍）委員

では破損の際に、複数の児童・生徒が関わる場合、交通事故のような言い方をしてしまうのですが、過失の割合の認定の方法はどのようになるのかお聞かせいただけますか。

○（教育）施設管理課長

過失割合の判断につきましては大変難しいところがございますので、各家庭での話し合いですとか、状況に応じての判断になると考えてございます。

○高橋（龍）委員

都度状況によって、どなたが保証するのかということが変わってくるのかと思うのですが、紛失や盗難についてもお聞きしたいと思います。こちらについてはどのような扱いになるのでしょうか。これも校外、校内それぞれなくなった際に責任に違いは出てくるのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

盗難につきましても紛失、盗難など重大な過失がある場合には、保護者に費用負担を応じていただく可能性があるということと考えてございます。

○高橋（龍）委員

これも十分に考え得ることですので、また、私も聞き及んだところによると市内のケースではありませんけれども、やはり紛失に関して問合せが多くあるですとか、そういったいろいろな声も聞かれます。

故障だったり紛失に際しては、修理に出して長く手元にない、あるいは、なくしてしまったからという場合が想定されますが、そのときに児童・生徒に代わりに貸し出せる予備のタブレットはどのように配備されているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

先ほどの質問の中で校外、校内の際にという御質問いただいていたのでしょうか。

（「はい。それもよろしくお願いします。」と呼ぶ者あり）

そこの御質問の答弁を忘れてございました。

校内に関しましては、鍵のかかる充電保管庫で管理してございますので、校内においての紛失等は想定してございません。

校外につきましては、先ほど御答弁させていただきましたが、重度の過失がある場合ですとか、故意にといった場合には補償していただくような形になると考えてございます。

手元にない場合の貸出しにつきましては、各学校において予備機がございますので、それにおいて対応していただく予定でございます。

○高橋（龍）委員

では、ある程度、故障した場合、破損した場合には予備機で対応ができるということで、手元に全くないという状況は今のところは想定されないということで認識いたしました。

次に、機器の引継ぎなどについて伺います。

これは進学に伴うもの、つまり小学校から中学校へ進む際の端末の扱いはどのようになるかということですが、小学校で使っていたものはあくまでも卒業時に返却して、中学校に入学したら新たにその中学校から貸与を受けるのか、もしくは小学校から引き続き同じ端末を使い続けるのかということについて御説明いただきたいと思います。

加えて、その場合、データの引継ぎ等についてどのような形になるのかということと、併せて保護者の転居などによって転校することもありますけれども、その点はどのように想定されているのでしょうか。

また、転居先が市内、市外、それぞれの場合についてもお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）施設管理課長

まず児童・生徒が市内の学校に転校する場合と児童が中学校に進学する場合につきましては、当該児童・生徒が使用しているアカウント及びクラウド等に保存されているデータを転校先及び進学先に引き継ぐこととしてございます。

児童・生徒が小樽市外に転出する場合及び中学校を卒業する場合におきましては、児童・生徒が利用しているアカウント及びクラウドに保管しているデータにつきましては、事由の発生後3か月を経過後に消去するものというふうに考えてございます。

あと小学校で使っていたタブレットにつきましては、中学校へ引き継ぐ予定はございませんので、小学校は小学校、中学校は中学校で使う予定になってございます。

○高橋（龍）委員

今お答えいただいたことを若干整理すると、あくまで小学校は小学校、中学校は中学校ということで、また、転校に際しても、各学校に配備されているタブレットはその在校生に対して貸与を行うということで、転居の場合に際しては新しい学校のもを貸与されるということで整理させていただきました。

次に伺いますが、この端末を引き継がないということで、アカウントでログインする。基本的にはそのデータはクラウドにあるものだと思いますが、例えば授業で写真や動画を撮って、本体に保存されているケースというものはないのかと思うのですが、そういったデータの引継ぎに関してはどのように考えられているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

基本的にデータの保存につきましては、Chromebookの本体に保存しておかないようにということで、長期的に保存するデータにつきましてはクラウド上に保存しましょうということで推奨してございます。

クラウドに保存することを推奨してございますので、クラウドであれば委員の言う引継ぎにつきましては可能というふうに考えてございます。

○高橋（龍）委員

では、基本的に授業等で使うものに関しては全てクラウドでの管理を行うということです。

次に、タブレット本体の耐用年数の想定に関して質問したいのですが、今回配備されたばかりなので当面は極端な経年劣化の心配はないと思いますけれども、しばらく使っていくと、どうしてもきれいに使っても細かな傷であるとか、バッテリーの劣化というものもあると思います。これらの耐用年数の考え方についてはどのように考えられていますでしょうか。

○（教育）施設管理課長

セキュリティーのアップデートの有効期間といいますのが、2027年6月というふうになってございますので、これからも国からの通知等はあるとは思いますが、それまでに更新を含め対応が必要なものと考えてございます。

○高橋（龍）委員

では、大体、これから6年間ぐらいということですね。

次に移しますけれども、例えば小学校1年生から使っているタブレットを4年生のときに全損してしまったとします。それによって新しいものに買い換えている場合など、引き継ぐ場合に本体に関して新しい、古いの差が出てくることもあり得るのかと思います。そうした場合には、買換えの際からカウントして更新する形になるのか、あるいは皆さん一緒のタイミングで更新することになるのか、こちらはいずれの形かお答えいただきたいと思います。

○（教育）施設管理課長

昨年度の端末整備のときにも同じだったのですが、児童・生徒が同じものを使うということで一律で整備したこともございますので、更新時期のときにも今、委員がおっしゃいましたとおり全員が1人1台端末のものが一緒に使えるというような形での整備を考えてございます。

○高橋（龍）委員

それでは、冒頭の質問に少し戻るのですが、保険に加入をされていないということでしたから、やはりそうした学校活動の中、あるいは登下校のときに破損してしまった際に保護者にとって修理費は非常に負担になるのではないかというふうに考えるのですが、今年は保証期間があるということですが、保護者の目線からしても、できれば市教委として保険に加入していただけることが安心なのかと考えるのですが、これは来年度以降の話になってこようかと思いますが、御検討いただけないのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

新年度になってから民間でもいろいろとそういったサービスの保険が出てきているというふうには聞いてはございますが、対応の必要性和財政状況を含んだ上で考えていきたいというふうに考えてございます。

○高橋（龍）委員

私も民間の保険等を実はお調べしたのですけれども、それほど大きな額でもなかったのかと感じましたので、ぜひその点に関しては御検討いただければと思います。

◎G I G Aスクールと不登校について

二つ目の項目に移らせていただきます。

G I G Aスクールと不登校についてです。

タブレット配備で期待されることの一つである、不登校の児童・生徒の支援という点でお聞きしたいと思います。現在、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が施行されていますが、不登校の子たちの支援を行う際に、かつての行政のスタンスとしては、子供たちは最終的には学校へ戻すことを目標にされていたのかと思います。ただ、教育機会確保法によって学校へ行かないという選択肢も一つ国が認めたことは、不登校支援をしてきた側にとって大きな一歩につながるものと喜ばしく感じたものです。

制定されてから少し時間がたちまして、今度はG I G Aスクールでタブレットが導入されたことで教室に行かなくても授業が受けられることとなります。集団生活が得意ではない子のように、困り感のある子供たちでも画面を通じて学びを得られます。オンデマンドの授業の場合にはタイムラグができませんけれども、今後リアルタイムで授業配信を行うことなどができれば、インタラクティブなやり取りも可能ですから場所を問わず学校コミュニティに参加できることとなります。つまり、これまでと違って不登校の児童・生徒も教育の機会がまさに確保できるということですが、体育等は別としても事実上、授業に出席していることとあまり遜色ない形で学びを得られると思います。すぐに確立できる体制ではないのかもしれませんが、今申し上げたようにオンラインでの授業が出席の扱いとなるか否か、この裁量は文部科学省あるいは教育委員会、学校、今の時点ではどこにありますか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

オンラインでの授業が出席扱いとなるか否かの判断につきましては、校長の判断となっております。

○高橋（龍）委員

学校長の判断になるということで、文部科学省でも、魅力ある学校づくり検討チームというチームがあって、そこで不登校支援の話が出ていたときに今回のG I G Aスクールで不登校支援ができるようになることを期待しているというふうには書かれていましたが、本市で出席の時数をカウントできるようになるにはどのような流れが必要とされるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

対応の流れにつきましては、学校と保護者との間に十分な連携、協力関係が保たれていることや、訪問等による対面指導を定期的かつ継続的に行われるものであることなど、一定の要件を満たした上で行うこととなっております。

○高橋（龍）委員

では、学校と不登校児童・生徒の保護者の間のやり取りと、また、対面指導も必要になって、その上で時数へカウントできるようになるということなので、今後進められていくと、こうした不登校児童・生徒の支援につながるのかと思うのですが、同時にスクールカウンセラーもオンラインでこのタブレットを使うと面談することが可能になってくるとは思います。そうした授業以外のメンタルケアの部分で展開できると考えられていることはありますか。

○(教育)学校教育支援室篠崎主幹

不登校児童・生徒に対するメンタルケアなどにつきましては、小樽市教育支援センター登校支援室において既にオンラインによる教育相談やカウンセリング等について対応するための準備が整っておりまして、スクールカウンセラーにつきましては、今後、整えていきたいというふうに考えております。

○高橋(龍)委員

次に、不登校支援と同時にディスクレシア、学習障害の子供にもタブレット活用ができると議会で以前触れたことがあるのですが、このように困り感のある子への対応としてどのようなことができるのか、活用に当たっては不便を抱える当事者の声を取り入れることも必要な視点だと思います。当事者から教育相談を行うことについて、教育委員会としての御所見を伺いたいと思います。

○(教育)学校教育支援室篠崎主幹

困り感のある児童・生徒への対応につきましては、特別支援教育の観点を大切にしつつ、先ほどございました不登校児童・生徒及び困り感のある児童・生徒を含めまして、丁寧な教育相談を重ね、これまで活用事例等が少なかったこともありますので、一人一人の困り感に対応した、どういった活用ができるのか、有効な手段、可能性ということを事例を収集しながら今後研究してまいりたいというふうに考えております。

○高橋(龍)委員

これまで聞く聞いてまいりましたが、ぜひいろいろな方の御意見も聞きながら、単純にこのタブレットは教科書の置き換えということではなくて、その機能を最大限に発揮できるようにお考えいただきたいとお願い申し上げます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○丸山委員

◎議案第2号令和3年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算について

まず、議案第2号令和3年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算についてお聞きします。

介護保険事務処理システム改修事業費として計上されていますが、どういった理由でシステム改修が必要になったのかお答えください。

○(福祉保険)介護保険課長

介護保険事務処理システム改修に係る改正内容であります。本年8月1日から介護保険の負担限度額の見直しがございます。大きく二つの改正がありまして、一つ目は高額介護サービス費の見直しとして介護サービス利用時の自己負担限度額が引き上げられます。

二つ目は、介護保険施設を利用する方の食費の負担額の見直しとしまして、1日当たりの食費の負担限度額が引き上げられる予定となっております。

これらの制度改正に対応するためシステムの改修を行うものです。

○丸山委員

高額介護サービス費の負担限度額の見直しも問題だと思うのですが、ここで取り上げたいのは、食費の利用負担が増えるということで、前回の定例会でも小貫議員が取り上げているのです。保険料の第3段階②のところ

で結構影響が大きい。こういった方の場合、月の収入10万円から12万円くらいということでした。実際に施設入所をしている方で、一月どのくらいの生活費が見込まれるのかということについてお答えいただけますか。

○（福祉保険）介護保険課長

今回の施設の食費負担が変わることの影響につきましては、施設入所者で年金収入等が120万円を超える方、今、委員がおっしゃった第3段階②という部分ですが、こちらはこれまで日額650円でありました負担限度額が8月1日以降1,360円となりますので、1か月を30日として単純計算しますと今まで1万9,500円であったものが4万800円となりまして2万1,300円負担が増える形となります。

○丸山委員

今、食費の負担増のところをお聞かせいただいたのですけれども、施設入所している方でほかにも居住費だとか利用者負担、健康保険料、こういった経費がかかってくるのですが、一月幾らぐらいの生活費を見込まれるのかというお答えいただけますか。

○（福祉保険）介護保険課長

大体、合計しますと10万円程度となります。

○丸山委員

先ほど申し上げました前回の予算特別委員会で取り上げているのですけれども、市としての負担軽減ということを知ったときに、国の制度として社会福祉法人等による利用者負担軽減制度についてお聞かせいただいたと思います。

ただ、これでも該当する高齢者の方の生活には厳しいということで市として独自の助成は検討する予定はないのかもお聞きしていたはずなのですけれども、市の独自の助成は検討されたのでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

これは全国一律の制度なものですから、市としての軽減措置は検討しておりません。

介護保険条例施行規則に基づく特例減額措置というものがありますので、そちらの減額、それから前回の定例会で申し上げました社会福祉法人が運営する介護施設を利用した場合の利用者負担軽減制度がございますのでこれらを適用するという考えております。

○丸山委員

制度について説明いただきましたけれども、なかなか介護保険利用者の方々の生活が厳しくなることには変わらないということで、この制度改革並びにシステム改修については少し賛成しかねるということで、次の質問に移ります。

◎図書館について

図書館の貸出しについてなのですが、緊急事態宣言中の利用制限をお願いしたいのですが、昨年以降新型コロナウイルス感染症の関係で図書館業務に影響が出た期間と、その際の対応についてお聞かせください。

○（教育）図書館副館長

令和2年4月以降でよろしいでしょうか。

図書館業務につきましては、令和2年度では7月12日までの3か月半を中心に、現時点までその影響を受けております。

影響の内容として感染の急拡大を受けて完全休館となりましたのは、令和2年3月24日から4月7日、4月21日から5月31日、6月29日から7月12日、令和3年は今回の5月16日から6月20日の合計4回となります。

その他の対応といたしましては、これは令和2年4月以前になるのですけれども、予約本の受渡しのための対応が令和2年2月29日から3月19日の1回、貸出し返却のための対応が4月8日から19日、6月2日から21日の合計2回となっております。

令和2年6月23日から28日、7月14日以降は通常開館となりますが、令和3年3月31日までは感染防止のため滞在時間1時間以内を皆様に御協力をお願いし、閲覧席を減らして間隔を取り、返却本、机などの消毒、換気、検温などの感染対策を講じておりました。

今年4月から時間の制限を外し、長時間の滞在は御遠慮いただきながらも段階的に緩和していたところですが、感染急拡大から小樽市も緊急事態宣言特定措置区域に指定され、今回の休館に至りました。

○丸山委員

昨年度の利用状況について前年度と比べてどのような違いがあったのかお聞かせください。

○（教育）図書館副館長

前年度との比較でございますけれども、令和2年度の利用者数15万524人、貸出し者数6万5,869人、貸出し冊数24万7,356冊、前年度が利用者数20万8,701人、貸出し者数7万9,486人、貸出し冊数29万7,716冊。

ですので、比較いたしますと開館日数が46日減少していることもございまして、利用者数が5万8,177人減少で、おおよそ3割の減少。貸出し者数1万3,617人減少で、おおよそ2割の減少、貸出し冊数5万360冊減少でおおよそ2割の減少となっております。

○丸山委員

結構な影響が出ています。

通常、借りた本の返却は図書館のカウンター以外でもできるようになっているようではございますけれども、具体的にどこから返却できますか。

○（教育）図書館副館長

図書館カウンター以外で返却できるところでございますけれども、図書館の返却ポストは休館中、常時利用できますが、図書館の返却の窓口といたしまして、駅前、塩谷、銭函の各サービスセンター、小樽都通り商店街振興組合、南樽市場内、それから小樽市銭函市民センター内の合計6か所を開設し、皆様に御利用いただいております。

○丸山委員

今図書館に行かなくてもホームページから利用できるサービスについて、どんなものがあるのかお聞かせください。

○（教育）図書館副館長

ホームページで利用できるサービスは2系統ございます。

まずこちらを御覧いただく閲覧者全員といたしましては、利用案内、イベント情報等図書館に関する情報の提供、そして、当館所蔵資料の検索、郷土の古地図や古写真を掲載したデジタルライブラリーなどの閲覧ができます。

そして二つ目としては、当館の利用者でかつ本サービスを事前に登録した方になりますが、インターネット予約サービス登録利用者は何を借りているかとか、どんな本を予約しているかという自分の利用状況の確認、いつまで返せばいいか、予約が何件入っているか。それから当館所蔵図書をそこから予約する図書の予約。そして現在、借りている本、こちらは延滞がないことと予約が入っていないのが条件になりますが、借りている本をもう一回だけ自分でウェブから貸出しを延長することができます。

それと、これは配信希望する方なのでございますけれども、設定いただいて希望するテーマの新作図書をメールで配信して知ることができる、こういうサービスを利用することができます。

○丸山委員

今、登録していればネットで予約もできるとおっしゃっていたと思うのですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で緊急事態宣言が出て市の施設を閉じます。当然、図書館も影響があります。昨年度から今年度にかけて完全休館した期間も結構ありました。せめて予約した本の貸出し、返却について今回のような緊急事態宣言下でもカウンターで対応する、そういったサービスをするということを検討いただけないでしょうか。

○（教育）図書館副館長

これまでも含めまして図書館の休館に関しては、緊急事態宣言を受けたりとか、感染の急拡大、そういった市民の皆様への安心・安全がまず最優先事項となります。こういったものを考えた上で、まずは人の流れを防ぎ、そして感染を防止することが休館の目的となっております。

貸出し、予約本の受け取りを行う、こういうことは人が本を受け取りにやってくる。つまり人の流れを生むことにつながります。したがって、今後につきましてはその際の感染の状況によりまずは市民の皆様への安心・安全を第一と考えまして、教育委員会で方針を決めた上で市の新型コロナウイルス対策本部会議に諮ってまいりたいと思っております。

○丸山委員

感染状況を見極めてというのは、当然そのとおりだと思います。ただ、人の流れをつくってしまうということへの懸念、それも分かりますけれども不要不急の外出を控えると、この不要不急の中に図書館の存在をどういうふうにつまみつかるとかということなのです。新型コロナウイルス感染症の影響が長くなってきておりまして、自覚できないストレスも高まってきているのではないかと思います。日頃、図書館を利用している方、本が日常的に周りの方にとって利用できないストレスもかなり高まってきていると思いますので、他市の状況も研究していただいて、検討をお願いして、次の質問に入ります。

◎塩谷児童センターの塩谷小学校への移転について

塩谷児童センターについてです。

塩谷児童センターの機能を塩谷小学校に移転すると説明してきていただいております。体育的指導が可能な場所というのは、屋外に設置することを必要とされているのですけれども、塩谷小学校移転後、体力増進指導を実施するために要する適当な広場を屋外に取れるかどうかお答えください。

○（こども未来）放課後児童課長

敷地全体といたしましては学校施設ということになりますので、学校の教育活動の影響のない範囲で塩谷児童センターの利用者が利用できるように学校側と協議してまいりたいと考えております。

○丸山委員

学校の施設で、学校の教育活動に影響がない範囲でという条件があるということです。

同様に児童センターの遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有することとなっております。市は、児童センター機能移転のためにこれに代わる施設として塩谷小学校の体育館の使用を検討すると。

お聞きしたいのですが、現在、校内に放課後児童クラブを併設している小学校は何校になりますか。学期中の放課後や土曜日の体育館の使用状況、また、長期休暇中の体育館の使用状況をお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

学校体育館の使用については、学校で使用していないときということになりますが、現在学校内に開設している放課後児童クラブは14か所です。

学校体育館の利用状況につきましては、平日しか利用していないところはございませんで、土曜日だけの利用が1か所、夏季休業などの長期休業のみが6か所、平日と長期休業が2か所、土曜日と長期休業が2か所、平日、土曜日、長期休業が3か所となっております。

○丸山委員

平日、土曜日、長期休業、いずれも使うことができる放課後児童クラブを設置している小学校は、何校中何校になりますか。

○（こども未来）放課後児童課長

平日と土曜日、長期休業、いずれも使えるところは開設の14か所中3か所になります。

○丸山委員

そういうことであれば、今は児童センターの遊戯室はいつでも子供たちは使えるわけです。機能を移転すると説明されてきていますけれども、実際にはかなりの条件がつけられているのではないかと、条件がつけられていくのではないかとということをお大変心配しています。利用者の方の理解が得られるのか、そういったところも今後丁寧な対応をお願いして、私の質問を終わります。

○高野委員

◎町内会館への一時避難について

私からは町内会館の一時避難についてお伺いします。

先日、市内で空き地になっている石垣が崩れ、下に住んでいた家を直撃し、被害が拡大するおそれがあったために近くの町内会館に数日避難した方がいらっしゃいました。

そこでまず伺いますが、この方は石垣が崩れて避難されたということなのですけれども、これまでも火災や大雨などで一時的に町内会館を利用されている例というものはあるのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

一時的に町内会館へ避難する事例はございます。

○高野委員

あるということだったのですけれども、その年によって使う頻度とかも違うと思うのですが、どのくらいの頻度で利用されている方がいるのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

被災者が身を寄せる場所がないときに消防から生活安全課に連絡が入りますが、町内会館に一時的に避難した件数は、直近2年で申しますと令和元年度は火災による避難が2件、令和2年度は火災による避難が4件、石垣の崩落による避難が1件となっております。

○高野委員

それでは、市内の町内会館は何か所ありますか。

○（生活環境）小山主幹

小樽市総連合町会に加入している町内会149町内会のうち72町内会で、会館は73会館あります。

○高野委員

73会館ということなのですけれども、住んでいる地域によっては会館がないところもあるのではないかと思います。その点はいかがですか。

○（生活環境）小山主幹

ないところもございます。

○高野委員

それでは近くに町内会館がないといった場合、一時的に避難しなければいけないときはどういった対応をされるのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

会館がないところの対応につきましては、近隣の町内会に連絡を取り、一時的に会館に避難させていただくに要請しております。

○高野委員

先日、最初にお話をした、この町内会館に避難された方のお話を伺ったのですが、その方は町内会館に2週間ほど寝泊まりしたと聞いています。それで、なかなか物資がない会館での生活が大変だったというお話をして

いました。日本赤十字社からは、ラジオ、懐中電灯、家族分の毛布の手配があったそうなのですが、布団や食糧もなかったということで、幸い近隣の住民から食べ物の差し入れがあったそうなのですが、敷布団がなかったので会館にあった座布団を何枚か重ねて寝泊まりしたということなのです。一緒に寝泊まりした家族はやはり座布団ではゆっくり寝ることができずに体調を崩してしまったということで、不安がありながらも家に戻った家族もいたという話も聞きましたので、やはり一時的に避難されている方に対して、市として布団とかの貸出し、食糧の手配などはないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

布団につきましては、被災者の方に負担していただくこととなりますけれども、必要があれば市で貸し布団の手配などもいたします。

食糧につきましては、その町内会によりましては自主的に炊き出しなどの対応もしていることもあり、これまで食糧の手配について市に要望をいただくケースはなかったのですが、緊急でお困りの際には災害備蓄の食糧を一時的に供給することもできます。

○高野委員

様々な理由で会館を利用される方がいらっしゃると思います。先ほど件数も聞きましたけれども、件数的には多くないのかなとは思いますが、本当に困っている方がいらっしゃると思いますし、近隣に親戚等や頼りのある方がいない方は、非常にいろいろな部分で困ると思いますので、避難されている方は、これが欲しいとか、これが足りないとかとなかなか言いづらい部分もあると思いますので、市としてその辺はぜひ酌み取って対応していただきたいと思います。その点を伺いたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

被災されてお困りになっている方につきましては、できるだけ丁寧に要望を酌み取っていききたいと思いますし、また、食糧や布団の供給につきましては、今、実際に市ではそういった要望を受けてはいないのですが、他都市の状況とかも今後調べていきたいと考えております。

○高野委員

長万部町では、2017年10月から災害時における被災者等に対して生活必需品物資の提供や、応急的な被災者の生活確保のために毛布や敷きマットについて、地域会館等への長期貸出しをしています。私も問合せをしたのですが、実際に会館に一時的に避難した経験は20年ほど前の有珠山の噴火のときにあって、実際に布団の貸出しとかということはされていなかったみたいなのですが、何かあったらすぐに対応できるように、日頃から準備しているというふうなお話も伺っています。

先ほど、ほかの自治体の取組もというお話もお伺いしましたが、こうしたほかの自治体の取組なども注視しながら、ぜひ本市としても取り組んでいただきたいと思っています。要望です。よろしく願いいたします。

◎生理用品について

次の質問に移ります。

一般質問でも生理用品についてお伺いいたしました。公明党も生理用品の必要性をすごく訴えておりましたけれども、私も非常に大きな問題だと思っています。

私の一般質問で、トイレットペーパーと同様にトイレに生理用品を備えるべきではないかと質問したところ、教育長の答弁では、衛生面や管理上の問題が生じることが想定されると、こういった心配の声もあるというお話があったのですが、衛生面や管理上の問題というのはどういったものなのか説明願います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

衛生面、管理上の問題でございますけれども、学校からのお話ですが、大人の目が届かない状況も考えられまして、清潔な状態で置くことが可能なのか、また、誰かがいたずらしてしまうのではないかとといったようなことを伺

っております。

○高野委員

大人の目が届かないとか、いたずら対策とかという話なのですが、いたずら対策の面でいえば、教育現場の指導や生徒への性教育など理解によって解決することがまず第一の基本といたしますか、そういうことではないのかと思います。

ほかの自治体で小・中学校のトイレに設置しているところでは、洗面スペースにプラスチックケースを置いての設置や、または個室に巾着袋に入れてフックにつり下げるなど、そういったところで衛生面でもクリアするようにいろいろ工夫しているわけですから、今の話は何か、私は非常にずれていると思います。

いたずらの部分も先ほど言ったように、学校としてきちんと生徒への理解促進に向かわせこういうことをしっかりクリアすることが本来の教育ではないかと思うのですが、その点についてお答えください。

○（教育）学校教育支援室長

ただいまの内容につきましては、学校から今回いろいろなお話をお伺いしたところ、今のに加えて、例えば誰が触ったのか分からないものを安心して使うことができないですとか、あとは、女性の教職員に聞いたところ、やはり何でもいいというものではないですとか、そういうようないろいろな意見があったものですから、そういうような課題が多くあるものというふうに認識しているところでございます。

○高野委員

答弁でも学校の女性教職員に聞いたとかというお話もあったのですが、全ての小・中学校の教員に確認を取ったり、養護教諭に確認を取ったというわけなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

全ての学校ということではなく、女性の校長がいる学校に聞いたところでございます。

○高野委員

なぜ校長だけという話だったのか、よく分からないのですが。

あと、保健室に取りに行くというお話なのですが、保健室に取りに行くと、トイレに行くと、教室までということであれば、あまり時間がないのかと私は思うのです。しかも今は新型コロナウイルス感染症対策ということで、中休みなどの時間が少なくなっているわけです。そういうことを考えても、授業に間に合わないというケースも本当に心配されるのですが、その点についてはどのように考えていますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

休み時間だけではなく授業中にも起こり得ることかというふうに考えておりますので、そういった場合には学校内で配慮していくことになるかと思っております。

○高野委員

なかなかそこは難しいと思います。先ほどの件へと戻るのでありますが、私が一般質問の本質問の最初でも述べているように、やはり衛生面や健康面でも、適度に交換することが必要不可欠なのです。そういうことを考えると、やはり保健室に行かないと何かあったときに生理用品が手に入らないということは、本当に子供にとってハードルが高いことなのかと思います。衛生面や健康面でもやはり小まめに交換できるようにトイレに設置する必要があるのではないかと思います。その点を伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

トイレに設置するだけでは、子供たちの本当の困り感が見えない場合がございます。生活困窮や養育に課題がある家庭の子供に対し、養護教諭がそのことをきっかけとして悩みや困り感に寄り添う形でしっかりとカウンセリングしていくことが本来の教育の姿であるというふうに考えておりますので、今回は保健室へ行くことを促すポスターを掲示したところでございます。

○高野委員

なかなか、何ていうのですか、何回か保健室でたまたま借りたりとかしたらカウンセリングを受けるというようなことになれば、それこそ子供たちが安心して保健室に行って、必要ですと言いつらいのではないかと思うのです。これは本当に何かおかしいと思うのです。

それで、言ったように、やはり子供たちが安心して学ぶことができるためには生理用品は必要不可欠ですし、緊張して突然始まってしまうという子供もいるので、そういうことを考えたらやはり真剣に考える必要があるのではないかと思いますし、今年4月14日には文部科学省から、提供場所を保健室のほかに設ける、必要とする児童生徒がいれば安心して入手できるように工夫を検討するという事務連絡も出されているわけですから、そういうことも考えなければいけないと思うのです。

小樽市内で年間480枚ほど生理用品が使われている実態があるわけですから、こういうことも考えるとトイレットペーパーと同様に考えなければいけないと思うのですけれども、再度御答弁をいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

衛生面、管理面等についても、やはり学校現場での意見が非常に大事なものというふうに考えております。今後も、学校現場とこのことにつきましては話し合ってもらいたいというふうに考えております。

○高野委員

学校現場に聞くということなのですが、神奈川県大和市では小・中学校の養護教諭全てに聞き取り調査等も行っています。先ほど校長だけに聞いたというお話ですが、やはり広く各学校の養護教諭だとか、きちんと声を拾って取り組んでいただきたいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

◎パートナーシップ制度の導入について

次に、一般質問の続きなのですが、パートナーシップ制度の導入について求めていきました。それで、昨年も札幌市ではレインボープライドということで開催時にパンフレットなども配付されて、道内35の市の市長のメッセージも寄せられて、その中で市内の当事者の方が市長のメッセージが積極的な内容ではなくて非常につかりしたというお話も聞いていました。私もパンフレットを拝見しましたが、その中で22の市の市長のメッセージは、LGBTに関する取組や今後の予定を記載されています。こういったことから、やはり差別をなくすということはもちろんなのですが、積極的に市として制度の実現含めて取り組む必要があるのではないかと思います。その点についてお伺いしたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

一般質問で市長からも答弁いただきましたが、制度を導入した自治体でも依然として性的マイノリティーへの理解が進んでいないということも聞いております。パートナーシップ制度の導入には社会全体の理解の浸透が不可欠であると認識しておりますので、引き続き性の多様性を認めた上で、それを理解して尊重する意識が高まるよう、市民の皆さんへの意識啓発に努めてまいりたいと思っております。

○高野委員

意識啓発ということなのですが、函館市もいろいろな意識啓発の取組をやっています。独自でパンフレットを作っているのですとか、スーパーなどにも設置する、ホームページでも印刷できるようにする、交流の場を設けるなどしているけれども、それでも意識啓発は足りない。パートナーシップ制度を導入している自治体も、導入していてもまだ足りないと言っているのです。なので、ぜひ市としても広報おたる、男女共同参画情報誌「ばるねっと」以外にも啓発活動を積極的に取り組んでいただけるようお願いして、私の質問を終わりにしたいと思います。最後に答弁をいただきたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

市としても今まで、先ほど委員がおっしゃったとおり男女共同参画情報誌「ばるねっと」や広報おたるで市民の

意識啓発を行ってきているところですが、これからも市のホームページや男女共同参画情報誌「ばるねっと」、また職員研修などによる多様な性の理解促進の活動を続けながら、これから、新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよりますが、今年は男女共同参画セミナーで性的マイノリティー関連のテーマを取り上げて市民の皆様への意識啓発を図ることも検討しておりまして、これから意識啓発にさらに努めていきたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時29分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○須貝委員

◎重要土地等調査規制法について

最初に、重要土地等調査規制法についてお聞きしたいと思います。

御承知のように、6月16日に可決、成立いたしましたこの重要土地等調査規制法であります。

まずは、この法律はどのようなものであるのかお聞かせください。

○（総務）浅井主幹

今お話のございました法律の正式名称は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律というのですが、この法律は現時点ではまだ公布されていませんが、公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内で政令で定める日から施行されます。

この法律の概要としましては、国の安全保障上、自衛隊や海上保安庁の施設、原子力発電所などを重要施設と位置づけ、この重要施設のおおむね1キロメートルの範囲や、国境に近い離島などを内閣総理大臣が注視区域として指定することができ、国が注視区域内の土地及び建物の所有者、賃借人等の氏名や住所、国籍、土地等の利用状況を調査することができるようにして、例えば電波妨害などが確認された場合には、国が土地等の利用中止を命令できるようにしています。

また、自衛隊の司令部や国境に近い無人島など、特に重要性が高い区域を内閣総理大臣が特別注視区域に指定し、一定以上の規模の土地等を売買する際には、氏名や国籍などを事前に届け出ることを義務づけていまして、この法律は、外国資本による不透明な土地買収に歯止めをかける狙いがあるとされておりまして。

○須貝委員

目的としては、国内外の勢力によって重要施設及び国境・離島などの機能を阻害するなどの土地などを利用防止するものであると理解しています。

それでは、先ほどお話もありましたけれども、本市にこの注視区域等に該当する土地があるのかお聞かせください。

○（総務）浅井主幹

市内には、この法律で定める重要施設に該当する第一管区海上保安本部及び小樽海上保安部がありますので、実際にはどうなるか分かりませんが、注視区域に指定される可能性がある施設がございます。

○須貝委員

まだ公布前ということですので詳しいことはお話しできないと思うのですが、本市において、今後の調査について、何か現在で公表できるような情報があればお聞かせいただけますか。

○（総務）浅井主幹

この注視区域はあくまでも内閣総理大臣が指定する形になるのですが、小樽市内で注視区域に指定した場合にはその旨を公示し、指定された区域などが市長に通知されることとなりますが、内閣総理大臣は当該注視区域にある土地等の利用状況調査のために必要がある場合においては、国の関係行政機関の長や、市長等に対して当該土地等の利用者の氏名または名称、住所、その他政令で定めるものの提供を求めることができるようになりますので、この求めに応じて情報を提供するという形になりますので、先ほども申し上げましたように土地等の所有者、賃借人等の氏名や住所、国籍、土地等の利用状況などの情報を国が入手することになると認識しております。

○須貝委員

これは安全保障に関わる大事な法案であると思っております。これは以前から私も非常に強い関心を持っていたものですから、今後も次の機会に改めて、またお話を聞かせていただきたいと思っております。

◎小樽市中小企業振興基本条例について

次に、小樽市中小企業振興基本条例についてお話を伺わせていただきたいと思っております。

平成30年7月に小樽市中小企業振興基本条例を制定いたしました。それで、中小企業が本市経済をしっかりと支えている現状では、これは大変重要で意味のあるものだと思っております。

最初に、この条例の目的についてお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

条例制定の目的ですが、中小企業は地域経済の活性化、それから雇用の担い手として本市の持続的な発展には重要な存在であるというふうに思っております。しかし、近年、中小企業を取り巻く環境というのは情報化が進むですとか、価値観の変化、それから人口減少による市場の縮小など大きく変化しておりますので、こうした変化にどうやって取り組んでいくのかといったことなど、中小企業の発展を推進するために定めた条例ということでございます。

○須貝委員

それでは、この条例の基本方針と申しますか、概略と申しますか、お聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

この基本条例では施策を講じる際の基本方針といったものを定めておりますけれども、幾つかございますが例示させていただきますと、中小企業者と関係機関などとの連携の促進を図ること。人材育成や資金供給の円滑化を図り経営基盤の強化を図ること。経営の革新及び創業の促進を図ることにより創造的な事業活動促進すること。それから、経営の安定、事業承継の円滑化等を図ることにより中小企業者等の経済的社会的環境の変化に対応する適応の円滑化を促進する、こういったことなど全部で8項目規定をしているところでございます。

○須貝委員

8項目ですね。

それで、私も今回勉強させていただきましたけれども、全国的にも多くの自治体がこの中小企業振興基本条例を制定しているようであります。しかしながら、この条例が理念倒れになって活用されていない、生かし切れていないケースも多いとの指摘もあるようです。また、内容が弱く活用できないというような指摘があるようです。

そこで、本市としては、この条例を機能させる、効力を発揮させるための必要要素は何と申しますか。

○（産業港湾）産業振興課長

冒頭にも御答弁を差し上げましたけれども、本市では事業者のほとんどが中小企業ということで、中小企業が発

展していくことが地域経済の活性化にもつながると。また、それが市民生活の向上にも寄与することになりますので、全市を挙げて中小企業を応援し支えていく必要があるというふうに思っております。

そのような中で、この基本条例を制定したところですが、この条例には須貝委員もおっしゃったとおり、基本的な方針ですとか、そういった基本的な事項を定めた理念条例というふうになっております。その条例自体は基本条例なのですけれども、今度この基本方針に基づいて施策の方向性、それから具現化していくために設置した小樽市中小企業振興会議において会議を構成する各業界を代表する委員の皆さんの意見などを基に支援策の方向性がまとめられ、それに基づいて行政が必要な支援策を検討し、そして、それを実行していくことが、この条例の目的を達成していくために必要なことであるというふうに考えております。

○須貝委員

私もいろいろ勉強しますと、機能させるために必要な4項目というのが書かれていまして、最初に地域経済の実態調査をきちんとするのだと、地域レベルの委員会を設置する、施策の検証と公表をする、持続的成長を推進する基本施策を明示するとあります。

それで、今もお話がありましたけれども、やはりこの中でこの条例を機能させる重要な役割を担う者として、振興会議というのがあるのだらうと私も思っているところです。

まず、お話ありましたが、この振興会議の目的について、もう一度お話しいただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

この中小企業振興会議といいますのは、市長の附属機関として設置されたものでありますけれども、所掌事務としましては二つございまして、まず市長の諮問に応じ中小企業振興策について調査審議し意見を述べること。それから、自ら中小企業の振興に関する事項について調査審議し、市長に対して意見を述べることというふうになっておりますので、中小企業振興策等の方向性などを調査審議するための会議ということでございます。

○須貝委員

それでは、この振興会議の今の進捗状況、それから今後のスケジュールといったものをお示しいただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、振興会議の進捗状況でございますが、この小樽市中小企業振興会議につきましては平成30年11月に設置しております。会議の開催につきましては、おおむね3か月に1回のペースで開催しておりますが、会議では各委員の皆様から意見を聴取した上で課題を取り組むべき視点ということで、五つ整理させていただいております。順に申し上げますと「産学官金連携による共同研究やものづくりなどの支援」「若者に魅力のある環境づくりや地元定着、生産性向上による人手不足への対応」「地域特性を生かしたビジネスの創出支援と事業承継」「魅力ある小樽製品の開発と国内外への販路開拓・拡大」「観光消費の地域内循環」この五つになっております。

それから、令和元年5月ですけれども、市長から産学官金等の連携による実効性のある中小企業支援の仕組みづくりについてという諮問を受けまして、現在その諮問に対する答申に向けて議論を進めているところでございます。

スケジュールですが、先ほど申し上げたとおり平成30年11月に1回目を開催して、令和元年5月市長から諮問を受けました。当初は、昨年の11月に答申を出すという予定だったのですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で振興会議が中断しておりました。本年2月に再開したといったような状況もありまして、スケジュールの見直しを行いまして、本年の11月に答申を出すという形でスケジュールを今組んでいるところでございます。

○須貝委員

私も今の途中経過ではないですけれども、第7回目までの会議録を拝見いたしました。非常に各委員から熱心な、経営者として、それから金融機関とかの専門家もいらっしゃいましたので、専門家としての忌憚のない議論が交わされていたと思います。

その中で、今もお話ありましたが、一部その支援センター、ビズセンターに関しては多くの賛否の意見もある

ようですけれども、実はこれは最近、日本経済新聞や経済誌で随分取り上げられていて、釧路市の事例、釧路市ビジネスサポートセンターの成功例や、さらには釧路市が東北の3市と連携するなど随分報じられていまして、今後その研究すべき事例として私も非常に着目しているところであります。

今回この件を私にお話しいただいた方がまさしくそのようにおっしゃったのですが、中小企業の経営者の方々も、自身の経営の安定が本市の経済に強く貢献すると強い信念を持って望んでおられていますので、今後についてはこの具体的な答申を待ってまたいろいろお聞きさせていただきますけれども、そういう強い思いで小樽市の中小企業の方々もこれに望んでいるということを、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

最後に少し大ざっぱではありますが、この中小企業振興基本条例に関して全般的な本市の展開ということで、もしよければ部長がいらっしゃっていますので、部長お話しいただけますでしょうか。

○産業港湾部長

この小樽市中小企業振興基本条例、私は平成23年度から4年間産業振興課長をやっておりましたけれども、ちょうどその頃に北海道中小企業家同友会と一緒に勉強を重ねて条例制定を目指そうということで動きがあった時代でございます。異動後、30年に条例が制定され、それ以降小樽市中小企業振興会議が開催されて7回ですか、議論を重ねてきたというところでございます。

先ほど、担当課長から条例の方針、目的、効力を発揮させる要素などは答弁させていただきましたが、振興会議の皆さんの御意見をいただきながら、市の施策として求められる支援策や方向性について、我々市としても検討を重ねて、それをうまく具現化していくことが重要な要素だというふうに思っております。また、条例には企業とか金融機関とか大学、それぞれの役割も明記されておりますので、そういう具現化とともに、それぞれの役割を果たしていくことが地域経済の振興や活性化につながるものというふうに考えてございます。

会議の進捗状況も課長から説明させていただきましたけれども、ちょうど令和2年度答申を目指した年でございます。それがコロナ禍の影響もあって1年間ほぼ開催できないで終わっておりますし、スケジュールが遅れているというような状況でございます。やっと今年の2月に再開して、さあこれからといったときに、また5月の新型コロナウイルス感染症の感染もあって会議を延期したというような状況もございまして、やっと収束も見えておりますので、近日中に振興会議もまた再開して議論を重ねていきたいと思っておりますし、秋には先ほど言ったように答申をまとめられるよう我々も事務局として協議を重ねていきたいと考えております。

先ほどお話ししたとおり、その頂いた答申の内容を少しでも事業化いたしまして、この条例がより生きたものになるように我々も努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○須貝委員

私もこの11月に出る答申、大いに楽しみしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎根拠なき憶測について

次に、情報に関してということで少しお話をさせていただきたいと思えますけれども、事前に根拠なき憶測について質問するとさせていただきました。実は小樽市が緊急事態宣言になって、たくさんところでクラスター等が発生いたしました。御承知のようにゴールデンウィーク明けのときに、食品会社でのクラスターも起きたということで、すぐにこの食品会社を経営している方々から非常に困っているということでお電話いただきました。内容的には、根拠なき憶測で勝手にその会社名を、どこではないかといううわさが非常に広がって、会社にもおたく大丈夫かという電話も来るし、聞くとSNSもかなり炎上していたというようなお話でした。このときにこの方々からは、自治体として何かこれらを否定するような情報発信はできないのかというようなお話をいただいたのですが、これ実に難しいと思って私は聞いていました。

この件に関して私もいろいろ調べると、やはり否定をしないでネットに火種が残っていると二次被害が起こる可能性がある。また、否定をしないと既成事実化してしまうおそれがあるということで、この問題というのは今回新

型コロナウイルス感染症のことでありましたけれども、大きな災害でも必ずデマは起きるのだと。これは今後もやはり起き得る事象ではないかというようなことがいろいろレポートとしては書かれていました。

大変難しい問題だと思うのですが、行政としてこれらをどういうふうに進め、どう打ち消していくのか考える必要があるのではないかと思うのですけれども、これに関して見解をいただきたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

情報発信に当たりましては、個人情報の保護などに配慮しなければならないこと、そのために必要な情報のみの発信にとどめる場合がございます。また、市民の間に広まるうわさやネット、SNS上での誤った情報の拡散を市が全て把握して一つ一つを否定して打ち消していくことは困難であると考えております。

市といたしましては、今後も常に正確な情報を受け手である市民の皆さんに発信していくこと、それと同時に、市民の皆さんには、うわさやデマに流されず行政からの信頼できる情報を受け取っていただくように周知をしていく必要があると思いますので、その方法につきましては今後も工夫してまいりたいと考えております。

○須貝委員

今のようにお答えするしかないのだと思うのですけれども、非常に難しい問題であることは承知しています。これは日本全国、今回いろいろ起こっている事象であるみたいですので、ぜひ全国の事例も研究しながら、どういう方法がいいのか、なかなか難しい答え探しですが、ぜひ、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎新型コロナウイルスワクチンの優先接種について

次に、キャンセル時の待機リストについてお話をさせていただきます。

これは一般質問の再質問でもお話をさせていただきました。一般質問の市長の答弁では、個別接種においては本市の考え方を文書で示すとあって、高齢者を優先にいくのだと。ただ、再質問では、私は、高齢者も6月で終わりますよねと、これで現場のドクターの判断に委ねるのでは少し公平性が担保されるのか懸念が残るというようなことを心配しておりました。多くの方がこのワクチン接種を待ち望んでいる現在、社会とか経済を回していくためには、やはり、ある特定の職業の方に優先順位をつけざるを得ないのではないかと私は考えています。

まずここで、再質問のときにもキーワードで出しましたけれども、エッセンシャルワーカーと申し上げましたが、エッセンシャルワーカーの定義をお答えいただけますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

エッセンシャルワーカーにつきましては、朝日新聞などによりますとライフラインの維持に欠くことができない仕事に従事している人たちを指すということで、医療従事者、薬局、スーパー、物流企業の従業員、公共交通の運転手、警察官、消防士、ごみ収集作業で働く人などが該当するということで、新型コロナウイルス感染症が流行していても仕事を継続する、そういう使命を持って仕事をされる方と考えられております。

○須貝委員

そうですね。これらの方々がいないとこの社会が回らない、経済が回らないといった、どうしても休むことのできない重要な職業を担っている方だと思っています。今のお答えにはなかったですけども、ここにはやはり保育所に勤められている保育士の方ですとか、それから学校の教員なども含まれるのではないのかと思っています。

それで、私がこれを一般質問でやって、金曜日、土曜日の新聞に、やはりこの優先接種についての考え方、全国の事例がかなり出ていました。日本経済新聞では、東京都千代田区、港区の事例や、それから福岡市、浜松市の事例も出ていました。エッセンシャルワーカーを優先するというようなこと書かれていまして、私もやはりそれが一番なのかなと。このスキームについては、全国で多くやっていますが、もったいないバンクというものをつくって、ここにエッセンシャルワーカーの中でも優先順位をつけて登録をすると。キャンセルが出たら、このもったいないバンクからすぐに登録している方に連絡が行くという、こういうスキームがいいのかと私も見ていました。青森市の事例は、ちょうど土曜日の日本経済新聞には支援まで出ていましたけれども、これに関してはどのように考えら

れますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

委員がおっしゃったように、キャンセルがあったときの優先順位をつけて、そのエッセンシャルワーカーの方たちに御登録をいただきまして優先的に順番が回ってくるようにというお考えも確かに大事かというふうには思っているところでございます。

現在、小樽市におきましては小樽市医師会との相談の中では、基本的には医療機関のそれぞれの医師たちの考えで進めていただくことにはなっておりますけれども、高齢者の次は障害者も含めまして施設従事者の方たち、あとは海上保安の方たちですとか、入国、税関の人たち、あとは柔道整復師ですとか、鍼灸の団体の仕事をしている方たちということで、小樽市にとりましても徐々にそういう優先順位をつけて接種ができるようにというふうにご考えております。

また、今後、保育所、幼稚園などにもお声かけをさせていただきまして、優先的に接種ができるようにということをご考えております。

予約枠を見ながらなのですが、徐々にそういう範囲を、優先順位をつけて広げてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○須貝委員

保育士の方は今回優先するという報道もあって、一歩前進したなとは思ったのですが、何度も言いますが、高齢者の方々は終わって64歳以下の方々でいうと私もまさしくそうなのですが、かかりつけ医を持つ方もいらっしゃるが持たないケースの方が断トツで多いのです。

その判断をその医師方に任せるとなると公平性が担保できないのではないかとと思うのです。そこが一番の問題点ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

委員のおっしゃることも全くないわけではないかと思いますが、基本的に小樽市の考えを文書でお示ししまして、その順位に沿ってお声かけをしていただくということをお願いしておりますので、今のところそれで回っているのではないかというふうにご考えているところでございますが、今後の状況を見まして、小樽市医師会ともよく相談して、市の優先順位について、今後拡大していくということももちろんございますので、その時期というのでしょうか、予約枠、接種の進み具合などを見まして考えてまいりたいと考えております。

○須貝委員

やらない理由を聞いてもしようがないですけれども、私はこの後、絶対にキャンセル待ちにおいて、いろいろな事象が起こるのではないかと考えています。そこで公平性を担保して無駄なくやるためには、やはり他市がいろいろ頭を悩まして行きついているのが多いのかと思うのですが、もったいないバンクのような制度をまずは検討いただいて、本当に必要としている職業の方がいらっしゃるのですよ。私などはもう後回しで、来年でもいいと個人的には思っているのですが、まず接種をしたい、これができないと仕事ができないのだと言われている方々がいるのです。それと、若くて病院にかかっていなくても、基礎疾患を持っている方もいらっしゃるのです、やはり公平性を私は担保してもらいたいなど。

しつこいようですけれども、このもったいないバンクをもう一度ぜひ研究いただいて、小樽市もこれと全く同じものとは言いませんが、ぜひ検討いただきたいと思います。もう一度これに答弁いただけますか。

○保健所長

このもったいないバンクなどを参考にして、待機者リストを小樽市としても作成すべきではないかという御質問というか、御要望でございましたけれども、私どもといたしましても、まずは高齢者、あるいは障害者の施設従事者、それから基礎疾患を有する方々、さらに通所、居宅型のサービスに従事している方々等にも現在拡大をしてき

ているところでございますが、今後は、保育所の保育士、幼稚園教諭、それから、小・中・高の学校の教員たちとか、あと、委員からも御提案のありましたエッセンシャルワーカーと称される方々に拡大していくということで、そういう考え方を基本において待機者リストを作っていかなければならないというふうに思っているところでございます。

10年ほど前に新型インフルエンザが日本でも流行するのではないと言われていた時期に、きちんとしたものはなかなかできていなかったのですが、ワクチンができたらどういう順番にそのワクチン打っていくかというようなことが、当時、厚生労働省を中心にかなり検討もされておりますので、あのときはカテゴリー1から3までの分類でどういう順番に打っていくのかということも示されましたけれども、そういったものもまた改めて参考としながら、他市の状況も踏まえながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○須貝委員

ぜひよろしくをお願いします。

◎ケアレスミスをなくすことについて

最後に、ケアレスミスをなくすということで少しお話をさせていただきます。

これも、さきの定例会でもお話ししましたし、一般質問の中でも申し上げましたけれども、全国的には管理ミスや接種時のミスにより多くのワクチンが廃棄されています。これは重要資源の損失、機会損失、金額的にも大きな損失になると思っております。

例はたくさんあるのですが、再凍結のワクチンを投与したケース、希釈せずに投与したケース、規定量の2倍に希釈したケース、それから、3回目を90歳の高齢者に投与したケースもありました。本日、私もこれをずっと言っていて、今日の北海道新聞にも出ていましたけれども、釧路市で、やはり管理ミスによって1,002回分のワクチンが廃棄されたというようなミスが出ています。これは本当に起こり得るのだと思っております。私もワクチンずっとやっていたので本当にあるのです。何でだというようなイージーなミスも、ケアレスミスもあるのです。本当にヒューマンエラーだと思っております。

では、これをどうやってなくしていくのだということで、一般質問させていただいたときに市長の答弁では、厚生労働省の方針とファイザー社の資料を使ってというようなお話ありましたが、実は私はそれを両方とも見ているのですけれども、あれは今みたいなアクシデントや、そういうミスの側面ではないです。もう少し今、現場で起きているようなヒヤリ・ハットみたいなアクシデントに対するものとして、これは事前にお見せしましたが、埼玉県戸田市の新型コロナウイルスワクチン接種アクシデント事例集ということで、これは戸田市のホームページに出ています。これ非常に今あったようなアクシデントの事例があって、これを戸田市では各医療施設に配布して注意喚起をしていると。今後もこれから起こり得るであろうアクシデントも対応して更新していくということを出ています。

私はこれは非常にいいのではないかなと。これを小樽市でも全部そのまま医療機関の方々の参考になるのではないかなと思っていて、これを御覧いただいたと思うのですが、まずこのアクシデント事例集についてはどのような見解でしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

委員からのお話をいただきまして、戸田市のアクシデント事例集を拝見しました。大変分かりやすく、身近なちょとしたミスが細かく掲載されておりまして、読む側にとっても大変いい事例集ではないかというふうに考えております。

○須貝委員

これは他都市の事例ですけれども、わざわざ小樽で作らなくても、これは交渉して、小樽で活用させてもらうような申出は可能なのでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ホームページに広く公開されていますので、いろいろなところで活用されることがあるのかと思いますが、具体的には戸田市にお聞きしてみて、こういうことで活用させていただきたいということを御了解いただいた上でというふうに思っております。

今後このような事例集というところで、小樽市医師会とも相談しながら、市内の医療機関にインシデント、アクシデントの対策ということについても周知ですとか啓発をするための教材といいますか、そういうものになるのかと思いますので、取り入れるものは取り入れていきたいというふうに考えております。

○須貝委員

ワクチンは、ただではありませんし、大変重要な資源だと思っています。保健所の皆様方お忙しいのはもうよく存じ上げていますので、他都市のこういう事例ではありますけれども、ぜひ、こんなのも活用しながら、少しでもこういうケアレスなミスがないように医療機関に注意喚起していただければと思っています。ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○横尾委員

◎高齢者のデジタル活用支援について

私からは、高齢者のデジタル活用支援についてということでお伺いさせていただきます。

デジタル改革関連6法が5月12日に成立いたしました。政府は行政を中心にデジタル化を強力に進めていくこととなります。これでマイナンバーと預貯金口座のひもづけだとかも可能になりまして、災害時などの現金給付なども進んでいくのかと思っております。国民生活の利便性向上につながってほしいと思っております。ここでやはり大事なのが、こうやって社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々とするのではない方々のデジタル格差というものの解消が重要な政策課題と言われておりまして、特に忘れてはならないのは、やはりデジタル機器に不慣れな高齢者です。高齢者もその恩恵を受けられるようにすることが大切だと思うのですけれども、小樽市の見解はどうでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

お尋ねありましたとおり、高齢者の方々がスマートフォンなどを活用して必要な情報などを取得できるようになることは、大変有意義であることだと認識しております。

○横尾委員

今、お話もありましたが、やはりスマートフォンだとか、そういったものが身近で使いやすい形になるのかと思うのですけれども、こういった様々な提供の窓口となっているスマートフォンの扱いに高齢者が慣れる機会を増やすことが非常に大切になるのではないかと考えているのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

委員のおっしゃるとおり、高齢者の方々がスマートフォンを活用することは大変重要だと思っております。

○横尾委員

今回の新型コロナウイルスワクチンの接種でも、インターネットでの接種の受付等がありました。スマートフォ

ンをもし持っていたとしてもやはりそれで予約することがなかなか難しい方がいらっしやっていたのかという印象を私も受けております。

今後、行政のデジタル化が進めば、様々な手続がスマートフォンで行えるようになるだけに、スマートフォンをはじめこのデジタルの手続の高齢者への支援に努める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○(福祉保険) 福祉総合相談室久保主幹

おっしゃるとおり、高齢者の方たちがそういうスマートフォンを扱えることが大変重要だと思っていますので、そういった機会が必要ではないかと思っています。

○横尾委員

支援が必要ではないかと考えるのですけれどもいかがでしょうか。

○(福祉保険) 福祉総合相談室久保主幹

現在、市として特に支援しようとしているものはございませんが、市内では民間の方が、小樽市ふるさとまちづくり協働事業といたしまして、高齢者を対象としたスマートフォン教室を実施している事例等がございます。これらについて、今後、市として何かできるのか、小樽市社会福祉協議会なども協議してまいりたいと考えております。

○横尾委員

支援が必要か必要ではないかというところのお話を聞きたかったのですけれども、支援も必要だと考えていて検討していくというお話かと思いました。

そこで、総務省から出ているデジタル活用支援推進事業というのがありました。これがどういった内容か、もし分かれば簡単に説明ください。

○(福祉保険) 福祉総合相談室久保主幹

総務省から出ておりますデジタル活用支援推進事業でございますが、何個かございまして、例えば携帯ショップ等を中心に全国でスマートフォン教室などを実施するようなこと。それから、これらのことを周知、広報していくことが挙げられてございます。

○横尾委員

携帯キャリアの携帯ショップなどでスマートフォン教室をやったりだとか、そういったものをやられるそうです。全国約1,800か所で6月から開催すると聞いておりまして、ここでメールだとかLINEなどという基本的な操作をはじめとして、マイナンバーカードの申請方法なども教えているというような内容みたいですが、この携帯キャリアが行うスマートフォンの教室は小樽の中で開催されるような情報をもし知っていたらお聞かせください。

○(福祉保険) 福祉総合相談室久保主幹

おっしゃったように、国がそのような取組を進めることは把握してございますが、本市で実際されるかどうかの情報は今のところ把握してございません。

○横尾委員

この携帯キャリアが携帯ショップで行うのは、スマートフォンの講座、スマートフォンの教室なのですけれども、これが類型Aというもので、地元のIT企業だとかシルバー人材センター等が地方公共団体と連携して、公民館などで実施する類型Bもあるのですが、こういったものについては何か情報はありますか。

○(福祉保険) 福祉総合相談室久保主幹

現在のところ特に取組はしてございませんが、先ほど申し上げたように、今後、社会福祉協議会などもどういった形のできるのかを協議してまいりたいと考えております。

○横尾委員

この総務省の事業なのですけれども、地方公共団体としての小樽市として、どのようなものがこの中身で期待さ

れているのかお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

国で言っていますのは、地方自治体がそういった携帯キャリアまたは社会福祉団体等と連携して、小樽市で言えば町内会館とかとなりますが、例えば市の公民館等で地域ごとにこういった教室を開催していくことに対して支援していくものでございます。

○横尾委員

次に、先ほど伝えていただいたこの事業の中で、国民運動としての取組があるということで聞いております。「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」というのがありまして、総務省の事業に加えて地方公共団体等と連携して、国民運動として若い世代が高齢者に教えることや、高齢者が気軽に何でも相談したり教え合うことができる場を提供するといった幅広い取組を積極的に促していくというものがありませんでした。

先日も新型コロナワクチンの接種の中で、若い世代の方が高齢者にやり方を教えるだとか支援するというやり方ありましたけれども、こういったものを積極的に促していくことが必要だと書いてあります。

その中で、それともう一つ先ほどもおっしゃっていただいた、周知、広報活動をしっかりやるということがありました。これも市としてどのようなものが想定されているか分かればお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

まず、国民運動としての取組についてでございますが、これについては何回も申し上げますが、社会福祉協議会等と協議いたしまして対応していきたいと考えてございます。それによって、スマートフォン教室等を開催することになりましたら周知、広報活動いたしまして、国が例示していますように、広報誌または市のホームページなどを活用して周知するようにしてまいりたいと考えております。

○横尾委員

何回も同じような答えになっておりますけれども、総務省の事業の関わりというのは総務省が主体となってやるものなので、なかなかどういったふう支援していくかというのが市としてのやり方もあるのかと思うのですが、小樽市の高齢化率は令和3年5月末で41.19%です。この小樽市で何の事業をするにも、やはり高齢者の方がそういったスマートフォンだとかを活用しながら、いろいろなものを進めていくというのは、市の政策を伝えていく意味でも非常に重要かと私は思っております。

こういった総務省の事業はありますけれども、小樽市として独自に高齢者支援を行う動きというのはあるのかと考えております。ほかの地方自治体では独自に高齢者への支援を行う動きも活発になっていると聞きますが、独自の高齢者への支援の活動というのは何か考えているものはありますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

本市独自の取組といたしましては、以前お話しいたしました、小樽アクティブシニア応援アプリというのを現在作成している段階でございます。

○横尾委員

そうすると、小樽アクティブシニア応援アプリというのがこの取っかかりというような認識でいらっしゃるのかと思います。確かにスマートフォンを使ったりするきっかけにはなると思うのですが。

そこでお伺いしますが、このアプリの作成が現状どういったふうになっているかお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

このアプリでございますが、現在プロトタイプが今月に納品される予定でございます。今後、それに付加する機能を検討している段階でございます。8月1日の公開を目指しているところでございます。

○横尾委員

ちなみにプロトタイプというものの説明をお願いしますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

このアプリの基本機能でございまして、当初想定していたようにいろいろな紹介ページなどをアプリ上で表現しているものの表示画面がプロトタイプでございまして、具体的にそれぞれのボタンからどういった案内をできるかを今検討して、そのページを作成しているところでございます。

○横尾委員

少し分かりづらいのですが、全国共通で国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが作っているオンライン通いの場アプリというのがありました。前にもこれとの違いについて質問させていただきましたが、今回6月の最初のプロトタイプが出る段階で、それとの違いがはっきりしたものが出るのか、その後になるのかというのを分かればお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

現在のプロトタイプから進めているものにつきましては、各情報が各ボランティア団体または関係機関、そういったところから写真だとか掲載文だとか、そういった独自のものを集めてそれを搭載するという作業をしている段階でございます。

前もお話ししましたが、市独自の取組としまして、個々の団体がいろいろ発信する情報を独自に作成しているものですから、それを今これからやっているということで、そこが違いなのかと思っております。

○横尾委員

このアプリは利用者本人が希望する項目の最新情報をプッシュ通知によって知らせていただくというようなものですが、これも間違いなく進んでいるのか確認させてください。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

そのような仕様になっていると聞いてございます。

○横尾委員

私からは、こういった高齢者のデジタル化によるデジタル格差をどう解消していくかというのが非常に大事になってきますし、市としての認識も確認させていただきましたけれども、このアプリをきっかけとかスマートフォンを活用するきっかけとしている部分もありました。これだけで本当に足りるかどうかというのは微妙だと私は感じるのですが、高齢者が41%もいるまちですから、デジタル機器に不慣れた高齢者への対策、そしてその周知、総務省がやっているからというのではなくて、しっかりとそれを支援するというか、高齢者が本当に使いやすくなるような形でぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、これについて最後、お願いします。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

冒頭申し上げましたとおり、高齢者の方々がそういったデジタル機器を使っているいろいろな情報を収集したりすることは、行政にとってもいろいろなメリットがあると考えてございます。委員がおっしゃるとおり、こういったアプリをきっかけにこういう事業を進めていただきまして、高齢者の方々がこういう機器を扱えるように今後進めてまいりたいと考えております。

○横尾委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○秋元委員

◎ICT導入に関連して

横尾委員の質問とも少し関連する部分がありますけれども、まず業務の効率化と行政サービスの向上について代表質問で質問させていただきました、少し違う観点なのですが、広い意味でのICTの導入について、今後、小樽市としても欠かせないものと考えますけれども、市として今後、導入予定または導入に向けて検討しているものな

どあれば説明していただけますか。

○(総務)木島主幹

ICTとかデジタル化の観点でお答えさせていただきますけれども、実証実験を行ってございましたRPA、それに関連してAI-OCRというものもございます。それと会議録の作成システムというものもちょうどあしたからテストしようと考えているところで、その精度などを検証させていただいて、効果があるのであれば導入に向けて検討したいと考えております。

それと、行政手続の一部なのですが、令和4年度までにオンライン手続化というのが国からも求められておりますので、そちらについても対応していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

そこで例えば、RPAのお話が今ありましたけれども、実証実験されたと伺っております。RPAといっても様々あると思いますが、どのシステムを選んでいくのか、誰が、どういう基準で選んで今回実証実験されたのか、その点についてお知らせいただけますか。

○(総務)情報システム課長

昨年、RPAの実験をさせていただいたのですけれども、当時RPAについての知識等がほとんどないような状態だったものですから、他都市でどういったRPAを導入したのか、そういうのをいろいろ勉強していくうちに、例えば市民税の業務ですとか、あるいは子育て関係の業務で導入してみたという事例を見たりしたものですから、それが私どもが住民税とか子育てで使っている、基幹システムと私どもも言っていますけれども、その基幹システムの保守の運用業者にうちでも導入できないかということで相談したところ、今回の実験したソフトを紹介されて、またそのソフトを使って実験が実際にできそうだったものですから、そのまま実験に踏み切ったという経緯でございます。

○秋元委員

それで多分、同じ業務を行うにしても、複数の企業が様々なシステムを開発されていると思いますけれども、今回その実証実験をするに当たってそこを選んだ、紹介されたというお話でしたが、ほかの会社なり企業のシステムなども考慮されたのか、もしくはほかのシステムも実証実験といいますか、されたようなこともあったのか、その辺についてはどうですか。

○(総務)木島主幹

今回行った実証実験では、その1社を御紹介いただいたということでそちらだけやらせていただきました。確かに、委員おっしゃるとおりRPAのソフトは非常に多くいろいろな種類がございます。それぞれで強み弱みもありますし、値段も大きく違うというところがございます。そういうところがございますので、もう1社と今、コンタクトを取らせていただいております。そちらはまた操作方法等が変わってきておりますので、それもテストといたしますか、実証実験といいますか、そちらはやっていこうということでお話ししております。ただ、それがどの業務に、いつ頃やるかというところは、まだ未定になってございます。

○秋元委員

少し具体的な話になりますけれども、同じ内容のシステムを実証実験して、例えば予算上の違いですとか、あとはその操作性ですとか、例えばそこに係る労力なども含めて、どのような基準で選ぶという、何かその考え方というのは、市として現在、何か持っているものはありますか。

○(総務)木島主幹

いろいろな強み、簡単にできるですとか、プログラミングの知識が必要になるというものもございますので、使う方のハードルの高さが一つございます。基本的に実際に使っていただくのは担当課が多くなると思いますので、あまりハードルが高いものだと思われなくなってしまうのかというおそれがあるので、使い勝手のところが一つご

ざいます。

それと、値段のお話になってしまうのですが、同時に動かせるロボットと言っているのですが、その数が幾つだと幾らだということで、そこでライセンス形態もいろいろございます。同じ3体動かすにしても300万円かかるものもあれば100万円で終わるものもございます。サーバーを庁内に置くものもあれば、今はやりのクラウドで動くものもございますので、そういったところは何がいいのかというのは総合的に判断していくことになるのかと考えております。

○秋元委員

そこで、先ほども少しお話がありましたけれども、RPA導入の実証実験を行うに当たって、専門知識があまりなかったというお話がありました。実際に今後、ICT化を進めていく上で、専門的な知識ですとか知見を持った職員の方は現在何人ぐらいいらっしゃいますか。

また、その知識とか知見というのは、どのように培ってこられたものなのか。例えば、そういう企業に勤めていたという方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれませんし、研究などもされていたなどというケースもあるかもしれませんけれども、そのような知識や知見を持った方はどのような状況ですか。

○（総務）次長

デジタル化の専門知識を持った職員につきましては、正確な人数は把握しておりません。実際、現在、システムに対応できる職員ということになりますと、現在在職中の情報システム課職員のほかに、ここ数年で情報システム課に在籍しまして庁内のシステムに精通しているという職員ということでは数名程度という形になります。

その職員の方々なのですが、先ほども申しましたように、前歴としてその専門知識の部分につきましては把握できておりませんが、この情報システム課に在籍していた職員を対象に申し上げますと、これら職員につきましては、基本的には情報システム課の在籍中においてこのスキルを磨いてきたということになります。

○秋元委員

そこで、今回質問するに当たりまして、令和2年12月に総務省が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画というものがございましたけれども、この計画で、国としては何をしようとしているのか。

また、小樽市にとってはどのような影響があるのかについて説明いただけますか。

○（総務）木島主幹

自治体DX推進計画の件でございますけれども、国から概要等が出てございます。その中で、自治体におけるDX推進の意義ですとか目的というところでお答えさせていただきますが、国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針というものが出されております。その中で、ビジョンといたしまして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」というのが出てきてございます。それを実現するために、自治体においては、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ということが推進の意義のところで掲げられております。

具体的には、行政の基幹系の情報システム、17業務システムと言われておりますけれども、そちらの標準化、共通化ですとか、先ほども少し御紹介いたしました行政手続のオンライン化、あと、委員からお尋ねがありますRPAの利用促進ということが求められてきております。

ですので、現状のシステムですと自分たちのやりやすいように直している部分もございますけれども、それが標準化になるということで、我々の仕事のやり方がある程度変わってきてしまうのではないかと感じております。

○秋元委員

それで、計画期間というのが2021年1月から2026年3月とされていて、この間は特に情報システムに関わる関係の方々、職員の方々の仕事の負担も大変になるものと考えられますが、代表質問でも質問しましたけれども、職員の配置などにも関わってきますが今後、情報システムに関わる人たちの人員を増やすような考えはあるのでしょうか。

○(総務)次長

自治体DX推進計画の取組につきましては、極めて多くの業務に係る取組を行うため全庁的、横断的な推進体制にする必要があります。

担当部署の人員配置につきましては、その業務量に応じて増減するものですが、現在、国から示されています取組事項を考えますと、担当する業務量が増えていくものと予想されますので、その業務量に応じて人員は増やさざるを得ないと考えますが、今後も推進体制、組織体制につきましては検討していく必要があると考えます。

○秋元委員

そうなのですね。それに特化した人員が必要になってくるとは考えますが、とはいってもたくさんの人を一遍に情報システムに関わる課に配置するというのもなかなか難しいのだらうと思います。先ほどの専門知識、知見という部分でも関わりがあるのですが、聞いたり、調べたりして感じる部分で、一つ国の政策として地域活性化起業人という制度がありますけれども、この制度について、市として、現在、情報なり、何か押さえているものがありましたら、事業内容と併せて説明していただけますか。

○(総務)企画政策室津川主幹

地域活性化起業人の制度の概要についてお答えさせていただきます。

制度としては、三大都市圏に所在する企業等の社員が、三大都市圏外の市町村などに派遣されることにより、そのノウハウや知見を生かして地方自治体において地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安全・安心につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して地方圏への人の流れを創出できるような取組に対し特別交付税による財政支援を行う国の制度であります。派遣の期間は6か月以上3年以内となっております。

○秋元委員

それで少し具体的にお聞かせいただきたいのですが、この起業人となった方については、どんな仕事をされるのですか。

○(総務)企画政策室津川主幹

活動内容は先ほどお答えしました、地域独自の魅力や価値の向上などということになります。具体的には、例えば観光振興、地域産品の開発、販路拡大、ICT分野、地域経済活性化、中心市街地活性化などの地域活性化に向けた幅広い活動に従事していただけることになっております。

○秋元委員

この地域活性化起業人という制度を導入している他の自治体で、もしその実績などについて押さえていましたらお知らせいただけますか。

○(総務)企画政策室津川主幹

この制度は令和2年度までの地域おこし企業人という制度の時点におきまして、令和2年度におきましては、98市町村において148名が従事されております。

令和3年度の募集状況なのですが、令和3年6月1日現在で言いますと69市町村91名となっております。

○秋元委員

それで、導入した自治体の財政的な負担というのはどういうものがありますか。

○(総務)企画政策室津川主幹

この制度は特別交付税措置があるものです。派遣元企業に対する負担金など、企業人の受入れに要する経費として上限額1人につき年間560万円。そして、企業人が発案、提案した事業に要する経費として措置率0.5、上限額100万円。企業人の受入れ準備経費として、これも措置率0.5、上限額100万円の特別交付税の措置がございます。なので、市の財政負担ということになりますと、これ以外の経費ということになります。

○秋元委員

それ以外の経費というのは具体的にどのようなものですか。

○(総務)企画政策室津川主幹

いわゆる上限額を超えた場合、もしくは、企業人が発案、提案した事業を行う場合は、措置率0.5ですので当然市の負担が生じるということになります。

○秋元委員

それで、この制度を活用するとした場合の手続の流れというのはどのようになっていますか。

また、年度途中でもこの制度を活用することはできますか。

○(総務)企画政策室津川主幹

本制度の手続なのですけれども、本制度実施前に総務省へ連絡が必要となります。そして、企業公募などで選定しまして、企業と自治体が合意の上で勤務条件等を決定し受入れを行うこととなります。

年度途中で申請可能かどうかについては、まだそこまで私どもで調べておりませんので、今この場でお答えすることできません。

○秋元委員

それで、もし考えていけば、事業の内容を私が調べている中では、市の財政負担は少ないですし、非常に小樽市としてメリットがあるのではないかと。

また、この制度を活用した場合、市のメリット、デメリットというのはどのように考えられますか。

○(総務)企画政策室津川主幹

市のメリットといたしましては、国の財政支援である特別交付税措置がある中で、民間企業の人材を派遣されることによりまして、民間企業が持つノウハウ、専門知識を活用できる点になります。

デメリットとしましては、今は特に思いつかないのですけれども、あるとしたら、先ほどお答えした一定の財政負担が生じる可能性がある。もう一つは、派遣元となる企業の業界が多数ある場合、事業を進める段階で、派遣元の企業の特徴が出て、そのことによってほかの企業が参入しづらくなる。こういうことが少し懸念されるのかと考えております。

○秋元委員

先ほどお話しいただいたとおり、制度を活用して起業人の方に小樽市で働いていただくとなると、給与の負担は上限560万円交付税措置されると。そして、起業人の方が提案された1事業につき上限100万円0.5の措置率があるということなのですね。

先ほど最初のほうの質問でしました専門的な知識、経験、知見などを持っている方なのです。そういうことを考えれば、小樽市にとって非常にメリットが大きいのではないかと思いますのですけれども、他市町村の状況を見ると、様々ないろいろな分野で働いていると思うのですが、一番大事なのは、もしこういう制度を使うとして、そういう専門的な知識を持った方々に来ていただいて働いていただく、様々な事業を提案していただくという部分では、市として今、何を一番、そういう方々の知見、知識、経験を提供していただきたい、活用していきたいと考えられますか。

○(総務)企画政策室津川主幹

この制度なのですが、本市では既に国の通知を受けまして、庁内での制度周知も行っております。その上で現在ICT分野において、地域活性化起業人の制度を活用できないか検討しているところであります。

今後、他分野におきましても本市の課題解決に向け活用可能な事例があれば、制度の活用を考えていきたい、こういうふうに考えております。

○秋元委員

では最後にしますが、この制度では、初めに話したように、自治体DX推進計画などのICT分野ですとか観光振興、地域経済活性化、また地場産品の販路拡大など、小樽市として今後、力を入れていかなければならない政策などの提案などをされている地域も多々あるように思います。先ほど来お話しさせていただいているとおり、市にとって非常にメリットの大きい制度だと思いますけれども、ぜひ導入に向けて、たしか調べるところによると、1人ではないと思うのです。違う企業であれば、ほかの人数も制度を利用できるということだったと思いますので、今お話しいただいたとおり、ICT分野でもいいですし、ほかの政策でもいいですけれども、ぜひ専門的な知識を持っている方々に力を借りて政策を進めていただきたいと思います。最後に答弁いただいて終わりたいと思います。

○(総務)企画政策室津川主幹

小樽市のこの制度の導入なのですが、先ほどお答えしましたとおり、ICT分野において、まず前向きに検討を進めたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、説明員から発言の申出がありますので、これを許します。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

先ほど、横尾委員に対する私の答弁に間違いがありましたので修正させていただきたいと思います。

横尾委員から、高齢者のデジタル化に対する本市の支援について御質問があった際に、民間の方がふるさとまちづくり協働事業として高齢者を対象としたスマートフォン教室を実施している事例ということを申し上げましたが、まちづくり協働事業に現在申請中でございまして、まだ決定していなかったものですから、「民間の方が高齢者を対象としてスマートフォン教室を実施している事例はございます」というふうに修正させていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時45分

再開 午後4時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して、議案第1号、議案第3号及び議案第11号は可決、報告第1号及び報告第2号は承認、議案第2号及び議案第5号は否決の立場で討論を行います。

議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算について。

新型コロナウイルス感染拡大の対策である、おたるプレミアム付商品券事業費や、宿泊事業者への支援の在り方について、新型コロナウイルス感染症で減収に苦しむ地元事業者の期待に沿うような内容にさらにできないかどうか検討を求めながら、市民に待たれる支援と考え賛成といたします。

議案第2号は、所得の低い介護保険利用者の負担をさらに重くする制度改正に伴うシステム改修であり、市の助成も不十分と考えることから否決。

議案第5号は、昨今、活用の範囲が広げられつつあるマイナンバーカードですが、個人情報の保護についての懸念は払拭されていないと考えることから否決を主張いたします。

詳しくは本会議にて述べることにいたします。

以上、各会派委員の皆さんの賛同をお願いし、討論とさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第2号及び議案第5号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、濱本副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。